

都島区公告第 43 号
令和 8 年 8 月 7 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第 78 条において準用する地方税法第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、区役所 窓口サービス課に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
岩崎 雅明	
妹尾 潤三	
梶 蓮	
谷口 海斗	
田渕 美咲	
武田 未来	
鈴木 弘一	